

# 鳥取県における学童保育の障がい児受け入れ実態と 指導員の役割観に関する研究

寺川 志奈子\*・奥野 隆一\*\*

Acceptance of Handicapped Children in After-School Care Centers and Views of  
Workers' roles : A Questionnaire Survey in Tottori

TERAKAWA Shinako\*・OKUNO Ryuichi\*\*

キーワード：学童保育，障がい児，実態調査，学童保育指導員，指導員の役割観

Key Words : After-school Child Care, Handicapped Children, Questionnaire Survey, After-school care workers, Views of care worker's roles

## I. 問題と目的

2012年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、児童福祉法が改定されたことを受けて、「子ども・子育て支援新制度」が2015年4月から本格実施された。放課後児童クラブ（以下、行政文書等の引用箇所を除いて、一般的に称されている「学童保育」と表記する）に関しては、対象児童が「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされていたのが、「小学校に就学している児童」となり、6年生にまで拡大された。また、厚生労働省は、2015年3月31日に新たに「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、全国的な一定水準の質の確保に向けた取組がより一層進められることとなった。

これら制度的な新しい動きが、今後、実質的な学童保育の拡充につながり、学童保育が児童期の子どもたちが放課後、安心して生活し、遊びを通して発達することを支援するより良き場になっていくかどうかについては、きっちりと検証し、そのための課題を明らかにしていくことが、今、求められているだろう。また、インクルーシブな社会を目指して、学童保育においても子どもたちが、障がいのある子どもと共に育ちあう場になることが期待されるが、実際には、制度や施設・整備、指導員体制の問題(丸山,2011,2014a,2014b;伊藤,2010),他児とのトラブル等への指導員の困り感(歌代ら,2013)等、多くの課題があることが指摘されている。厚生労働省(2015a)が新たに策定した「放課後児童クラブ運営指針」では、「障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加(インクルージョン)の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める」としているが、それらを実現するための実際的な課題は何かについて明らかにし、対応を具体的に考えていくことは、これからの課題であると考えられる。また、障害児の受け入れ状況に関しては、市町村間の差異・格差が大きいことも指摘されており(全国学童連絡協議会,2015;丸山,2013),それぞれの地域に特有のニーズや課題があることも推察される。

---

\*鳥取大学地域学部地域教育学科

\*\*佛教大学社会福祉学部社会福祉学科

そこで、本研究では、鳥取県の学童保育における障がい児の受け入れ実態と課題、そこで働く指導員がどのような思い（役割観）で保育実践を行っているのかについて、「子ども・子育て支援新制度」の本格実施の前年度の実態について明らかにすることを目的として、鳥取県内のすべての（学童保育を対象に、質問紙調査を行うこととした。そして、「子ども・子育て支援新制度」の実施により、学童保育の障がい児受け入れ実態やそれに関わる指導員の思い（役割観）がどのように変化していくのかについて、今後検証していくための基礎データとしたい。

## II. 方法

### (1) 調査対象

鳥取県内すべての学童保育(放課後児童クラブ) 141 箇所を対象に、質問紙 (A3 版表裏 1 枚) を郵送し、回答を求めた。質問紙は、同封の返信用封筒にて返送してもらう方法で回収した。学童保育 1 箇所につき、1 名の指導員に回答を求めた。81 箇所より回答を得た。回収率は 57.4%であった。

### (2) 調査時期

2014 年 5 月から 6 月。

### (3) 調査内容

調査の観点として、以下の 7 点から質問紙を構成した。

- ①回答者の属性（職階，年齢，勤続年数）
- ②指導員の状況
- ③施設の状況
- ④入所児童の状況
- ⑤障がい児の受け入れ状況
- ⑥指導員の保育実践上の課題に関する意識
- ⑦指導員としての役割観

## III. 結果と考察

### (1) 回答者の属性

質問紙への回答者について、その内訳を表 1-1 に、回答者の年齢を表 1-2 に示す。回答者は、3 分の 2 が「主任指導員」であった。また、回答者の 5 割近くの指導員が 50 代であった。次に、回答者の指導員としての勤続年数について、表 1-3 に示す。指導員の年齢のピークが 50 代にあること、

表 1-1 回答者の内訳

回答者	人数	%
主任指導員	52	66.7
障がい児担当指導員	5	6.4
その他の指導員	21	26.9
計	78	100.0

表 1-2 回答者の年齢

回答者の年齢	人数	%
30 代	9	13.4
40 代	13	19.4
50 代	38	56.8
60 代	7	10.4
計	67	100.0

その勤続年数が15年未満の指導員が8割を超えていることを併せて考えると、我が子の子育てが一段落した女性が指導員として就労し、学童保育の担い手になっていることが推察された。

表 1-3 回答者の指導員としての勤続年数

5年未満	19	28.8
5年以上10年未満	18	27.3
10年以上15年未満	18	27.3
15年以上20年未満	9	13.6
20年以上	2	3.0
計	66	100.0

## (2) 指導員の状況

### ① 指導員の性別、年齢、勤務形態について

回答のあった81箇所の学童保育に在籍する指導員の総数は、399名であった。指導員の性別の内訳を図1-1に示す。およそ9割が女性の指導員であった。また、指導員の年齢分布を図1-2に示す。50代(36.7%)をピークとして、40代(22.6%)から60代(16.0%)の中高年齢が指導員として学童保育を担っていることが分かる。次に、指導員の勤務形態の内訳を図1-3に示す。「非常勤・パート・アルバイト」(64.6%)といった不安定雇用の指導員が「常勤」(35.4%)の1.83倍にのぼっていた。

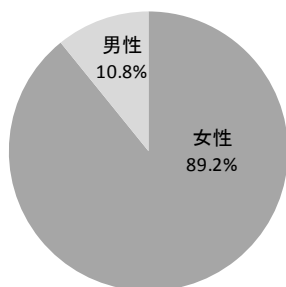


図 1-1 指導員の性別

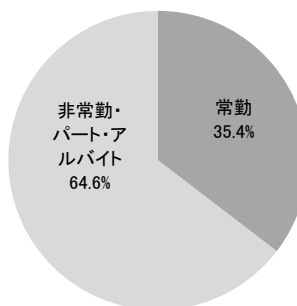


図 1-3 指導員の勤務形態

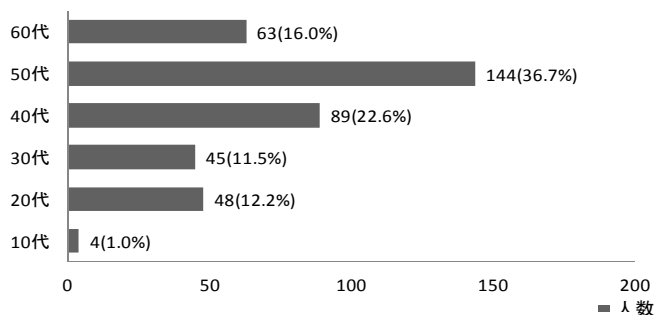


図 1-2 指導員の年齢分布

各学童保育における常勤指導員の人数を図1-4に、非常勤・パート・アルバイト指導員の人数を図1-5に示す。また、各学童保育における常勤、非常勤・パート・アルバイト指導員を合わせた指導員の総数について、図1-6に示す。

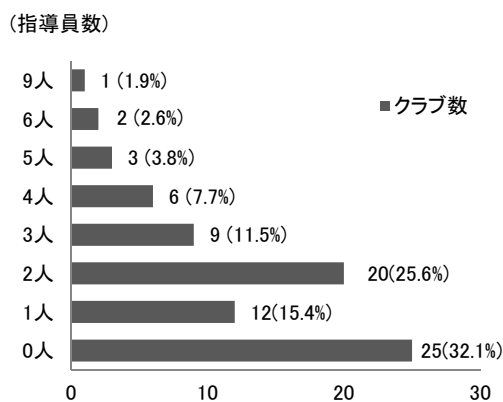


図1-4 各学童保育の常勤指導員の人数

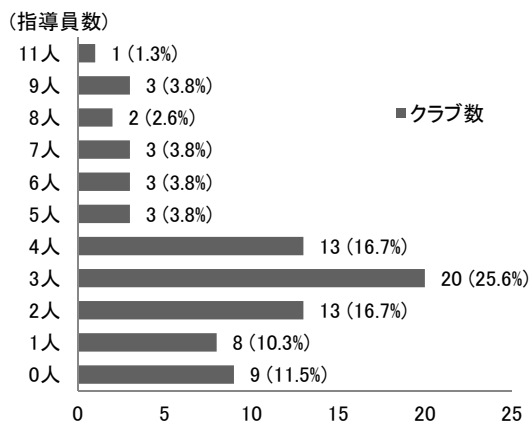


図1-5 各学童保育の非常勤・パート・アルバイト指導員の人数

常勤指導員数は1クラブ当たり平均1.9人(標準偏差2.00)、非常勤・パート・アルバイト指導員数は1クラブ当たり平均3.3人(標準偏差2.40)であった。常勤と非常勤・パート・アルバイトも含めた総指導員数は1クラブ当たり平均5.0人(標準偏差2.87)であった。常勤指導員よりも多い非常勤・パート・アルバイト指導員によって保育が行われており、また、常勤指導員がいない学童保育が25クラブ(32.1%)あった。一方、非常勤・パート・アルバイト指導員がいない学童保育は9クラブ(11.5%)であった。

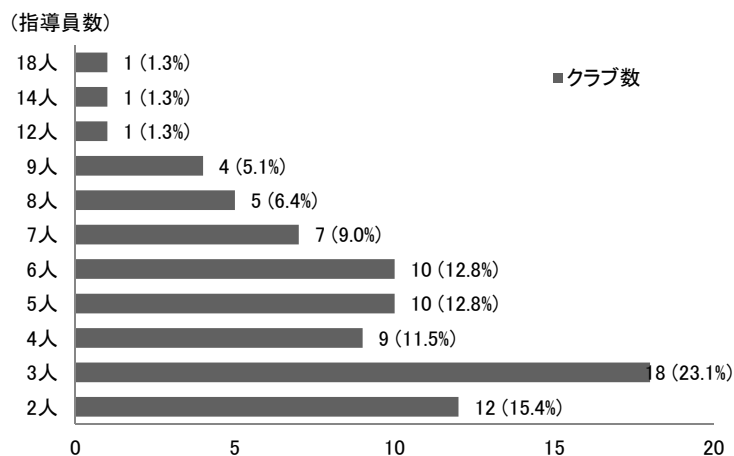


図1-6 各学童保育の指導員の総数

## ② 指導員の保有資格について

少なくとも1人以上が資格を保有している学童保育は全体の83.5%（66クラブ）、資格を保有している指導員が1人もいない学童保育は16.5%（13クラブ）であった。

指導員が保有している資格、免許の内訳を表1-4に示す。全指導員（有効回答363名）の内、「保育士又は幼稚園教諭」（保有率22.9%）、「小学校・中学校・高等学校の教諭」（保有率12.2%）を保有している率が高かった。「その他」の資格として、「社会教育指導員」「家庭教育相談員」「子ども身体運動発達指導士」「非営利法人放課後児童指導員資格」などが挙げられていた。

表1-4 指導員の保有資格・保有免許（有効回答363名中）

指導員の保有資格・免許	人数(重複あり)	保有率(%)
保育士または幼稚園教諭	90	22.9
小学校・中学校・高等学校教諭	48	12.2
児童厚生指導員	5	1.3
看護師	3	0.8
養護教諭	1	0.3
栄養士	1	0.3
調理師	1	0.3
特別支援学校教諭	0	0.0
その他	12	3.1

## （3）施設の状況

### ① 設置主体、運営主体について

設置主体について表2-1に、運営主体について表2-2に示す。

表2-1 学童保育の設置主体

設置主体	主体数	%
市区町村	71	88.8
社会福祉法人	5	6.3
個人	2	2.5
学校法人	1	1.2
NPO法人	1	1.2
計	80	100.0

表2-2 学童保育の運営主体

運営主体	主体数	%
市区町村	38	47.5
保護者会	29	36.3
社会福祉法人	5	6.3
NPO法人	4	5.0
学校法人	2	2.5
社会福祉協議会	1	1.2
社会振興協議会	1	1.2
計	80	100.0

### ② 開設場所について

学童保育の開設場所について表2-3に示す。開設場所として、件数の多い順に「学校の余裕教室」「学校敷地内専用施設」「児童館・児童センター」等で開設されていた。「その他」として主に自治体所有の公共施設が利用されていた。

表 2-3 学童保育の開設場所

開設場所	施設数	%
学校の余裕教室	26	32.9
学校敷地内専用施設	20	25.3
児童館・児童センター	11	13.9
公民館	5	6.3
保育所敷地内	4	5.1
学校敷地外専用施設	4	5.1
その他	9	11.4
計	79	100.0

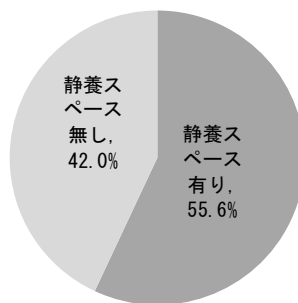


図 2 静養スペースの有無

### ③ 静養スペースについて

施設内の「静養スペースの有無」について、図2に示した。4割以上の学童保育で、静養スペースがない状況であった。また、「静養スペース有り」と回答した場合でも、広さは平均7.3畳（標準偏差8.38，最小値1畳，最大値40畳）であり，その内，静養スペースに「独立性がある」と回答したのは33.3%であった。静養スペースの44.5%は「間仕切りのみ」のスペース，22.3%は「間仕切りもない」，「ソファの上を利用」，「他の用途にも利用している」，「常時使えるわけではない」といった場所を静養スペースに当てている実態がうかがえた。厚生労働省（2015b）による全国調査では，静養スペースの設置率は65.1%（平成25年5月1日現在，育成環境課調べ）であり，本調査の設置率55.6%はそれを下回っていた。厚生労働省が2007年に策定した「放課後児童クラブガイドライン」では，「子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること」とされており，健常児，そして発達障害のある子どもたちにとっては尚のこと，大きな集団の中で落ち着くことのできる空間は必須であり，早急の対策が求められる。

## （4）入所児童について

### ① 入所児童数

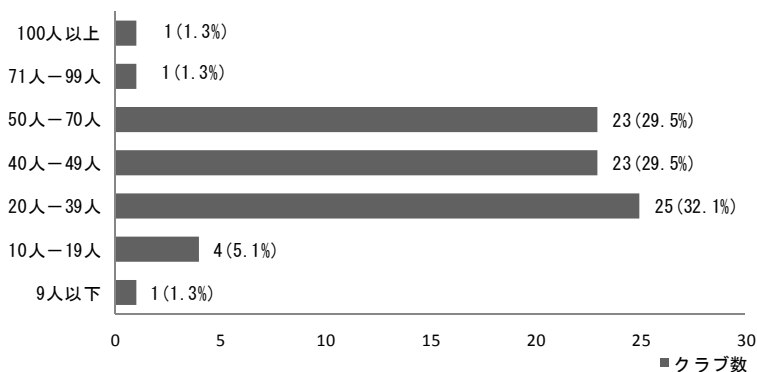


図 3-1 入所児童数の規模別学童保育数

入所児童数の規模別学童保育数を図3-1に示す。入所児童数が40人を超える学童保育は、61.5% (48クラブ) あった。「放課後児童クラブガイドライン」(厚生労働省, 2007)では、「集団規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい」としているが、6割以上がその基準を超えた大規模集団となっている。また、「ガイドライン」では「1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」とされているが、70人以上の入所児童を抱える学童保育が、2クラブあった。

指導員(非常勤・パート・アルバイトを含む)ひとり当たりの入所児童数は、調査対象全体では16.2人であった。学童保育ごとにみると、指導員ひとり当たりの入所児童数は1つの学童保育当たり平均9.9人(標準偏差4.5, 最小値3.3人, 最大値32.5人)であり、学童保育間で大きな差のあることが指摘される。また実際には、非常勤、パート、アルバイトが常時に保育に入っているわけではないため、指導員ひとり当たりの児童数はこれ以上に多く、学童保育間の差もさらに大きいことが推測される。

## ② 学年別入所児童数

学年別入所児童数(75クラブの総数)を図3-2に示す。学年進行にともなって、入所児童数が減少している。特に、1年生から3年生までの低学年の児童数の割合が全体の92.1%を占めていた。

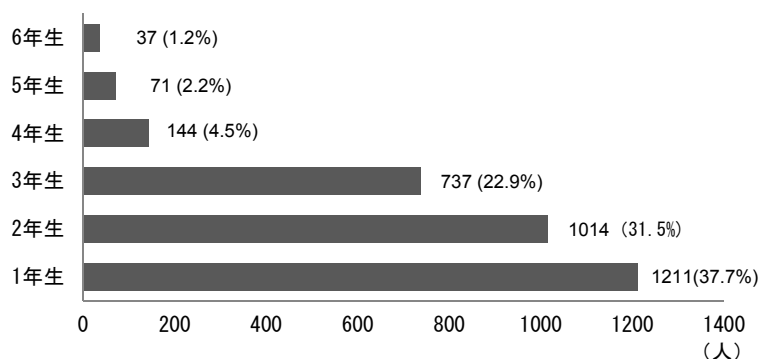


図3-2 学年別入所児童数

## ③ 高学年の受け入れについて

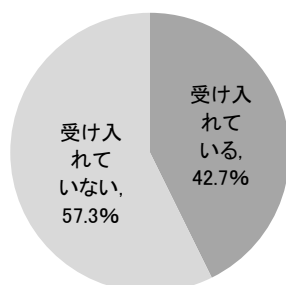


図3-3 4年生以上の児童の受け入れ

4年生以上の高学年の児童の受け入れ状況について、図3-3に示す。調査を実施した2014年5-6月の時点で、高学年を受け入れている学童保育は42.7%であり、6割近くが高学年を受け入れていないという実態であった。

4年生以降への年限延長に対する保護者の要求は大きく(丸山, 2011, 2014b), また、2015年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、保育の対象が、これまで「おおむね10歳未満」とされていたのが6年生までに拡大した。今後、高学年の受け入れ拡大と、それに見合う整備が進むかどうかについての検証が求められる。

## (5) 障がい児の受け入れについて

### ① 障がい児の受け入れ状況

障がい児の受け入れ状況について図4-1に、各学童保育の障がい児受け入れ人数について図4-2に示す。回答のあった学童保育で受け入れている障がい児の総数は、61ヵ所、152人であった。

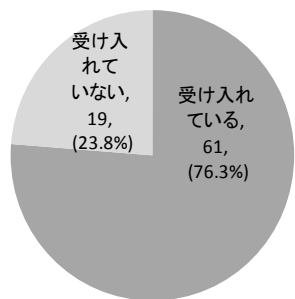


図 4-1 現在、障がい児を受け入れているか

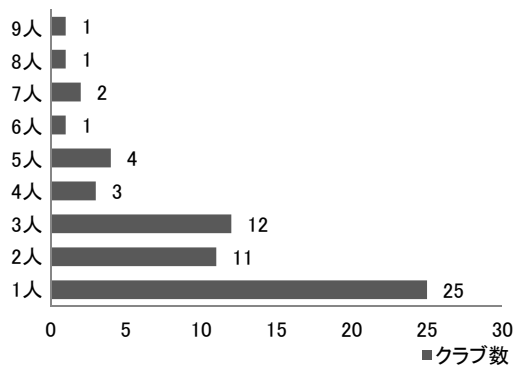


図 4-2 各学童保育の障がい児受け入れ人数

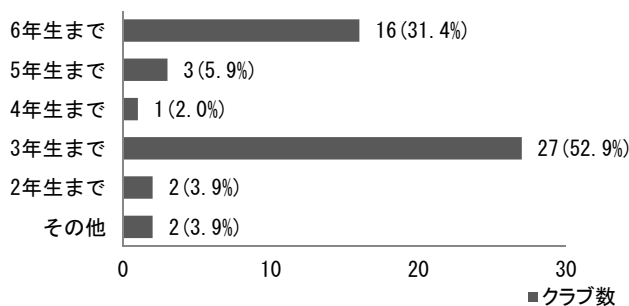


図 4-3 何年生まで障がい児を受け入れているか

障がい児を受け入れている学童保育（61クラブ、76.3%）は、1クラブを除いて、「入所希望者をすべて受け入れてきている」と回答していた。「これまでに、入所を希望されても入所に至らなかったケースがある」と回答した1クラブは、「入所に至らなかった」理由として、「危険な行動をする可能性があるなど、集団保育が難しいと判断した」としていた。一方、現在、障がい児を受け入れていない学童保育（19クラブ、23.5%）は、いずれもその理由として、「入所希望がなかった」としていた。

また、各学童保育が受け入れている障がい児の人数は、1クラブあたり平均2.5名（標準偏差1.85、最小値1名、最大値9名）であった。58.3%の学童保育が複数の障がい児を受け入れていた。

障がい児を何年生まで受け入れているかについて、図4-3に示す。障がい児の受け入れ学年は、ほとんどの学童保育で健常児と同じ学年までの受け入れであった。2クラブのみ、健常児は高学年まで受け入れているが、障がい児は3年生までの受け入れとしていた。こうした状況とは反対に、障がい児については受け入れ対象学年を延長している市町村が少なくないことが示されており（丸山、2014a）、保護者の年限延長への要求も大きい（丸山、2011,2014b）ことも踏まえ、子どもの発達支援、親の就労支援の観点から、ニーズに応じた受け入れが考慮される必要があるだろう。



## ② 入所している障がい児について

### a. 障がいの種類

次に、入所している障がい児の障がいの種類を表3-1に示す。入所している障がい児は、「自閉症・アスペルガー障害・広汎性発達障害」（これらは、2013年に改訂されたアメリカ精神医学会によるDSM-Vで「自閉症スペクトラム障害」にまとめられたので1つのカテゴリーとした）や「注意欠陥多動性障害（ADHD）」といった、社会性に困難さがあり、対人関係面において支援を必要とする子どもが、全体の6割を超えていた。また、指導員が対象児の障がい名について「わからない」としながら保育を行っている児童が7.6%いた。

表3-1 入所している障がい児の障がいの種類

障がい名	人数 (重複有り)	受け入れ総数中 の割合 (%)
自閉症・アスペルガー障害・広汎性発達障害	48	33.1
注意欠陥多動性障害（ADHD）	42	29.0
知的障害	23	15.9
学習障害（LD）	12	8.3
ダウン症	4	2.8
肢体不自由	4	2.8
聴覚障害	3	2.1
視覚障害	2	1.4
もやもや病	2	1.4
筋ジストロフィー	2	1.4
場面緘黙症	2	1.4
ミオクロニーてんかん	1	0.7
心臓病	1	0.7
視知覚認知障害	1	0.7
協調運動障害	1	0.7
血友病	1	0.7
重度アレルギー	1	0.7
その他	4	2.8
わからない	11	7.6

1箇所の学童保育で複数の障がい児を受け入れている場合、その障がいの種類や程度は多岐にわたっていた。たとえば、ある学童保育では、受け入れ障がい児7名の障がいの種類は、肢体不自由、視覚障がい、自閉症、ADHD、知的障がいと多様であった。このように、障がい児の受け入れ人数の問題だけでなく、障がいの種類が多岐にわたることにより、障がい特性に配慮した支援を行う上で、施設・設備、職員体制や指導員の専門性の問題、また指導員の保育力量形成のための研修や専門家による巡回指導の機会等の面において、多くの課題を抱えていることが推察される。

### b. 在籍学級・在籍学校および学年

入所している障がい児の在籍学級、在籍学校の内訳を表3-2に、入所している障がい児の学年を表3-3に示す。通常学級に在籍している児童が52.7%、その内3名は、通級指導教室を利用しているケースであった。特別支援学級に在籍している児童が44.6%、特別支援学校に在籍している児童が2.7%いた。

表 3-2 入所している障がい児の在籍学級・在籍学校

在籍学級・学校	人数	%
通常学級	78	52.7
特別支援学級	66	44.6
特別支援学校	4	2.7
計	148	100.0

表 3-3 入所している障がい児の学年

学年	人数	%
1年生	32	21.8
2年生	53	36.1
3年生	39	26.5
4年生	10	6.8
5年生	8	5.4
6年生	5	3.4
計	147	100.0

## c. 指導員が感じている障がいの程度

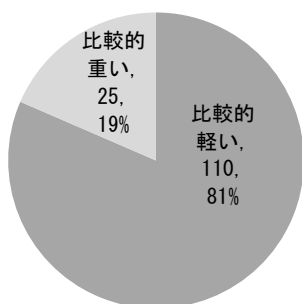


図 4-4 指導員が感じる障がい児の障がいの程度

指導員が実際に保育を行っていて障がい児の障がいの程度をどのように感じているか、その印象について尋ねた結果を図 4-4 に示す。障がいの程度が「比較的軽い」と感じている指導員が、全体の 8 割を超えていた。

このことから、学童保育に入所している障がい児が、実際に障がいの程度が軽いケースが多いと言えるかどうかについては、慎重に検討する必要があると思われる。たとえば、歌代ら (2013) は、「いつも同じ遊びをしている」、「友だちと関わろうとせず、一人遊びばかりしている」といったような、児童自身が困難を抱えている可能性があっても、「他者に迷惑をかける行動ではない」場合、出現頻度にかかわらず「指導員の困り感が低い」ことを示し、学童保育においては、困り感の高い児童のみならず、そうした児童に対しても支援を行っていく必要性を指摘している。指導員の印象として障がいの程度が「比較的軽い」と捉えられる中身についての検討が必要であることを示唆するものであろう。

## ③ 障がい児保育の実施状況について

## a. 実施要綱、および受け入れ定員の有無

障がい児保育実施要綱の有無について表 4-1 に、障がい児の受け入れ定員の有無について表 4-2 に示す。障がい児保育実施要綱は、「ない」「わからない」とする回答が 8 割であった。障がい児の受け入れ定員を設けている学童保育は 5% のみで、ほとんどの学童保育が定員を「決めていない」「定員なし」であった。

表 4-1 障がい児保育実施要綱の有無

障がい児保育実施要綱	クラブ数	%
自治体が作成したものがある	11	13.9
クラブ独自に作成したものがある	4	5.1
ない	53	67.1
わからない	11	13.9
計	79	100.0

表 4-2 障がい児の受け入れ定員の有無

障がい児の受け入れ定員	クラブ数	%
定員あり	4	5.1
定員なし	27	34.6
決めていない	47	60.3
計	78	100.0

## b. 入所判定

障がい児の入所判定を主に誰が行っているかについて、表 4-3 に示す。また、障がい児の入所の可否を判定する基準は何かについて、表 4-4 に示す。障がい児の入所判定は、主として「運営主体」（54.4%）が行っており、その内訳は、市区町村が 48.8%、保護者会が 34.9%、社会福祉法人、NPO 法人がそれぞれ 7.0%、その他が 2.3%であった。

障がい児の入所の可否を判定する基準として、「職員体制で保育が可能かどうか」（43.4%）、「集団保育が可能かどうか」（38.2%）、「障がいの程度」（36.8%）といった基準が挙げられていた一方で、基準は「特にない（健常児と同じ基準）」とする学童保育が 40.8%あった。

表 4-3 障がい児の入所判定は主に誰が行っているか

障がい児の入所判定	件数	%
運営主体	43	54.4
市区町村の行政担当と放課後児童クラブとの相談	13	16.5
放課後児童クラブの指導員	11	13.9
放課後児童クラブの指導員と運営主体	6	7.6
医師などの専門職	1	1.3
その他	5	6.3
計	79	100.0

表 4-4 障がい児受け入れの可否を判定する基準

判定基準	回答数 (複数回答)	% (76 回答中)
職員体制で保育が可能かどうか	33	43.4
集団保育が可能かどうか	29	38.2
障がいの程度	28	36.8
介助が必要かどうか	18	23.7
医療面での配慮が必要かどうか	17	22.4
自力通所、あるいは親の送迎が可能かどうか	15	19.7
その他	7	9.2
特にない（健常児と同じ基準）	31	40.8

## c. 障がい児加算制度

学童保育がある自治体に補助金の障がい児加算制度があるかどうか、指導員が認知しているかについて、図 4-5 に示す。また、学童保育の障がい児の加算制度の利用状況について、図 4-6 に示す。さらに、現在、学童保育が障がい児を受け入れているかどうかによる、障がい児加算制度の指導員の認知について表 4-5 に、障がい児加算の受給の状況について表 4-6 に示す。障がい児加算制度そのものを「知らない」とする学童保育が全体の 16.5%あり、特に、現在障がい児を受け入れている学童保育においても 16.7%が制度を「知らない」と回答していた。また、現在、障がい児を受け入れている学童保育において、32.1%の学童保育で障がい児加算を受給しているかどうか「わからない」と回答していた。制度の認知を高める必要があることが示唆される結果であった。

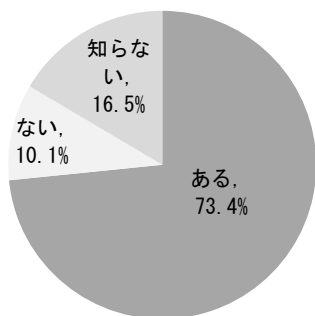


図 4-5 自治体に補助金の障がい児加算制度はあるか

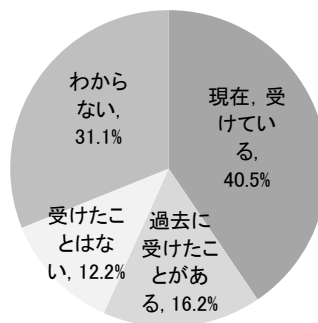


図 4-6 障がい児加算の受給について

表 4-5 自治体における補助金の障がい児加算制度についての指導員の認知

自治体の障がい児加算	あり	なし	知らない	計
現在、障がい児を受け入れている	44 (73.3%)	6 (10.0%)	10 (16.7%)	60 (100.0%)
受け入れていない	14 (73.7%)	2 (10.5%)	3 (15.8%)	19 (100.0%)
計	58 (73.4%)	8 (10.1%)	13 (16.5%)	79 (100.0%)

表 4-6 学童保育の障がい児加算の受給について

障がい児加算の受給	現在受けている	過去に受けたことがある	受けたことはない	わからない	計
現在、障がい児を受け入れている	30 (53.6%)	4 (7.1%)	4 (7.1%)	18 (32.1%)	56 (100.0%)
受け入れていない	0 (0.0%)	8 (44.4%)	5 (27.8%)	5 (27.8%)	18 (100.0%)
計	30 (40.5%)	12 (16.2%)	9 (12.2%)	23 (31.1%)	74 (100.0%)

#### ④ 障がい児保育の職員体制、ケース会議について

##### a. 担当制について

障がい児保育の職員体制として、担当制をとっているかどうかについて、図 4-7 に示す。また、担当制をとっている場合の、障がい児担当者の勤務形態（常勤か、非常勤・パート・アルバイトか）について、図 4-8 に示す。障がい児を受け入れている学童保育の 75.9% が、障がい児を担当する指導員を決めていたが、その指導員の勤務形態は、学童保育によって、常勤職員が担当している場合と、非常勤・パート・アルバイトが担当している場合が、およそ半々であった。

##### b. ケース会議の実施

障がい児保育の進め方に関するケース会議（事例検討会）の実施状況について、表 4-7 に示す。「その他」の回答はほとんどが、「定期的ではないが必要に応じて行う」、「問題があったときに、職員間、学校の教員、保護者と話し合う」といった内容であった。「勤務時間中に会議の時間がとれない」「市や県が実施する研修会、会議に参加して学ぶ」という回答もあった。全体の 65.5% の学童保育では、定期的、あるいは不定期にケース会議（事例検討会）を実施していたが、一方、34.5% は「特にケース会議を実施していない」と回答していた。

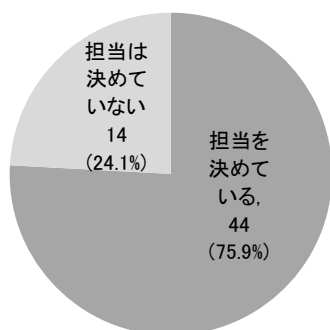


図 4-7 障がい児担当の指導員を決めているか

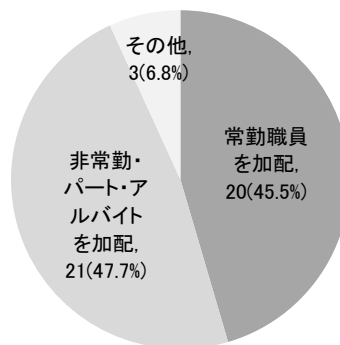


図 4-8 障がい児担当指導員の勤務形態

表 4-7 障がい児保育の進め方に関するケース会議の実施について

ケース会議の持ち方	クラブ数 (複数回答)	出現率 (%)
定期的にクラブ内の職員間でケース会議を実施している	28	48.3
職員以外の関係者(保護者, 学校の教員, 療育機関等)も参加するケース会議を実施している	8	13.8
その他	8	13.8
特にケース会議は実施していない	20	34.5

## (6) 指導員の保育実践上の課題に関する意識

### ① 障がい児保育実践上の困り感について

表 5-1 指導員が障がい児保育を実践する上で困っていること

指導員の困り感	回答数 (複数回答)	出現率 (%)
他の児童との仲間関係のつくり方	37	58.7
問題行動への対応の仕方	36	57.1
集団遊びへの参加のさせ方	30	47.6
障がいのある子どもに合った遊びや活動の展開の仕方	23	36.5
障がいのある子どもの障がいや行動, 発達の理解	22	34.9
保護者との連携のとり方	12	19.0
職員体制上の問題	12	19.0
施設設備面の問題	11	17.5
学校との連携のとり方	9	14.3
関係機関(医療, 行政など)との連携のとり方	4	6.3
職員間の連携の問題	3	4.8
障がい児保育の進め方について相談する人や場がない	2	3.2
その他	2	3.2
特に困っていることはない	8	12.7

指導員が、障がい児保育を実践する上で、現在、困っていることは何か、その内容を表5-1に示す。指導員が困っていることとして最も挙げられていたのは、「他の児童との仲間関係のつくり方」(58.7%)、「問題行動への対応の仕方」(57.1%)、「集団遊びへの参加させ方」(47.6%)といった、障がい児と他児との関係をつなぎ、集団保育を行うことへの困り感であった。次いで、「障がいのある子どもに合った遊びや活動の展開の仕方」(36.5%)、「障がいのある子どもの障がいや行動、発達の理解」(34.9%)といった、障がい児の理解と指導のあり方についての困り感が挙げられていた。

## ② 今後の障がい児保育拡充に向けた方策について

表5-2 学童保育において、今後、障がい児保育を拡充するために必要な方策

今後に必要な方策	回答数 (複数回答)	出現率 (%)
学校との連携を図ること	65	81.3
保護者との連携を図ること	60	75.0
指導員の研修機会・研修内容の拡充	56	70.0
職員間で連携を図ること	50	62.5
指導員の保育力量を高めること	45	56.3
専門家の巡回指導や専門機関等への相談の機会を得ること	44	55.0
施設設備の整備	44	55.0
専門性のある職員を配置すること	40	50.0
適正な集団規模にすること	39	48.8
職員間でケース会議を実施し情報を共有すること	37	46.3
職員体制の強化	35	43.8
関係機関（医療、療育機関、行政等）との連携を図ること	34	42.5
補助金や障がい児加算の充実	30	37.5
職員の待遇改善	21	26.3
他のクラブの指導員との情報交換	17	21.3
6年生までの受け入れ年限延長	9	11.3
その他	1	1.3

学童保育において、今後、障がい児保育を拡充するために、指導員が必要だと考えている方策について、表5-2に示す。最も上位に挙げられていたのは、「学校との連携を図ること」(81.3%)、「保護者との連携を図ること」(75.0%)、「職員間で連携を図ること」(62.5%)といった「連携」をめぐる課題であった。次いで、「指導員の研修機会・研修内容の拡充」(70.0%)、「指導員の保育力量を高めること」(56.3%)、「専門家の巡回指導や専門機関等への相談の機会を得ること」(55.0%)、「専門性のある職員を配置すること」(50.0%)といった、指導員の「保育力量」や「専門性」を高めることが課題として挙げられていた。「施設設備の整備」の課題も55.0%の学童保育が挙げている。

## ③ 指導員研修について

指導員が、今後、受けてみたい指導員研修の内容について、表5-3に示す。「問題行動への対応」(78.5%)、「障がいや発達の理解に関すること」(60.8%)、「保育実践の進め方(保育内容や方法)」

(51.9%) が上位に挙げられ、障がい児の理解と対応、保育内容や方法など、保育実践を進める上での具体的な中身についての研修が求められていた。

表 5-3 今後、受けてみたい指導員研修の内容

研修内容	回答数 (複数回答)	出現率 (%)
問題行動への対応	62	78.5
障がいや発達に関すること	48	60.8
保育実践の進め方(保育内容や方法)	41	51.9
保護者対応に関すること	28	35.4
実践事例についての検討会	24	30.4
他のクラブとの情報交換	14	17.7
その他	5	6.3

## (7) 指導員としての役割観

学童保育で障がい児を受け入れることに対して指導員がどのように考えているかに関して、指導員としての役割観にかかわる項目、11項目を設定し、それらについて「とてもそう思う」「そう思う」「どちらとも言えない」「あまり思わない」「全く思わない」の5段階で評定を求めた。各項目についての評定の分布を、図5に示す。また、各回答について、「とてもそう思う」5点、「そう思う」4点、「どちらとも言えない」3点、「あまり思わない」2点、「全く思わない」1点を付与した場合の、得点の平均値と標準偏差を表6に示す。

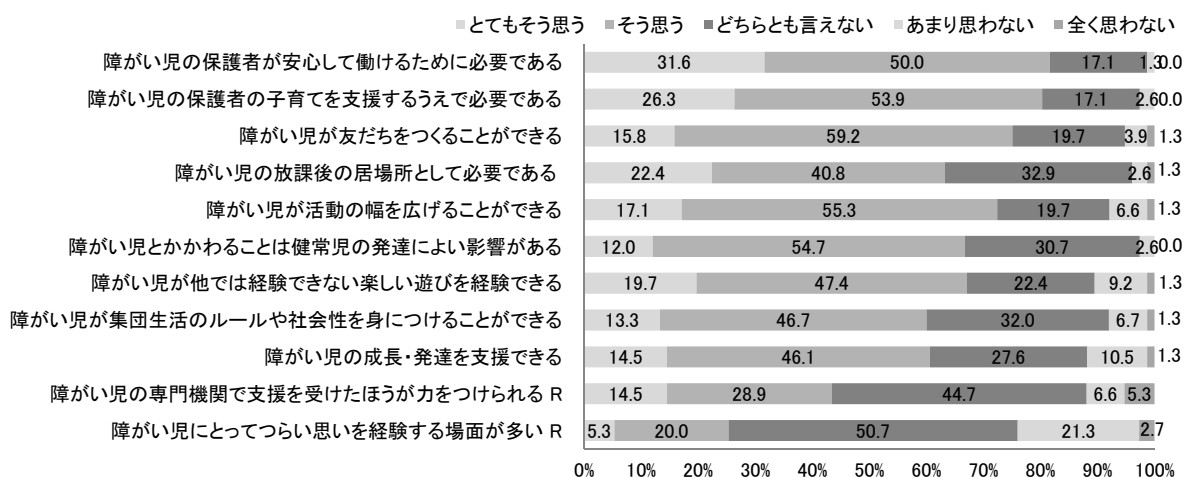


図 5 障がい児を受け入れることに対する指導員の役割観(評定の分布)

表6 障がい児を受け入れることに対する指導員の役割観(得点の平均と標準偏差)

指導員としての役割観にかかわる項目	平均値	標準偏差
10 障がい児の保護者が安心して働けるために必要である	4.12	.730
11 障がい児の保護者の子育てを支援するうえで必要である	4.04	.738
4 障がい児が友だちをつくることができる	3.84	.784
9 障がい児の放課後の居場所として必要である	3.80	.864
5 障がい児が活動の幅を広げることができる	3.80	.849
6 障がい児とかかわることは健常児の発達により影響がある	3.76	.690
2 障がい児が他では経験できない楽しい遊びを経験できる	3.75	.926
3 障がい児が集団生活のルールや社会性を身につけることができる	3.64	.843
1 障がい児の成長・発達を支援できる	3.62	.909
8 障がい児の専門機関で支援を受けたほうが力をつけられる R	3.41	.996
7 障がい児にとってつらい思いを経験する場面が多い R	3.05	.857

各項目の数字は、質問紙におけるナンバーを示している。Rを付けた項目は逆転項目を示している。

指導員としての役割観項目、11項目について、繰り返しのある一要因の分散分析を行った結果、項目の主効果は有意であった ( $F(10,750)=12.569, p<.001$ )。各項目について、Bonferroni法による多重比較を行った結果、「10.障がい児の保護者が安心して働けるために必要である」の得点は、「11.障がい児の保護者の子育てを支援するうえで必要である」「4.障がい児が友だちをつくることができる」の2項目以外の全8項目(項目9,5,6,2,3,1,8,7)の各々の得点よりも有意に高いことが示された(いずれも  $p<.01$ )。また、「11.障がい児の保護者の子育てを支援するうえで必要である」の得点は、「3.障がい児が集団生活のルールや社会性を身につけることができる」「1.障がい児の成長・発達を支援できる」「8.障がい児の専門機関で支援を受けたほうが力をつけられる」「7.障がい児にとってつらい思いを経験する場面が多い」の得点よりも有意に高かった(いずれも  $p<.01$ )。一方、「7.障がい児にとってつらい思いを経験する場面が多い」の得点は、「8.障がい児の専門機関で支援を受けたほうが力をつけられる」以外の全9項目(項目10,11,4,9,5,6,2,3,1)各々の得点よりも有意に低いことが示された(いずれも  $p<.01$ )。また、「8.障がい児の専門機関で支援を受けたほうが力をつけられる」の得点は、「10.障がい児の保護者が安心して働けるために必要である」「11.障がい児の保護者の子育てを支援するうえで必要である」の得点よりも有意に低かった(いずれも  $p<.01$ )。以上のことから、11項目は、得点の分布に着目すると、大きく3群に分かれると考えられた。すなわち、1つは、項目10,11の「保護者の子育て支援」にかかわる項目群、2つは、項目4,9,5,6,2,3,1の「子どもの発達支援」にかかわる項目群、3つは、項目8,7の「指導員が障がいのある子どもの保育を実践するうえでの心配や懸念」にかかわる項目群である。

これより、全体的な傾向として、学童保育で障がい児を受け入れることに関して指導員は、「10.障害児の保護者が安心して働けるために必要である」「11.障がい児の保護者の子育てを支援するうえで必要である」といった保護者の子育て支援における役割において、最も肯定的に捉えていた。次いで、障がい児が「4.友達をつくることができる」「5.活動の幅を広げることができる」「2.他では



経験できない楽しい遊びを経験できる」「3.集団生活のルールや社会性を身につけることができる」「1.成長・発達を支援できる」ことや、健常児にとっても「6.発達により影響がある」といった、子どもの発達支援における役割についても、肯定的に捉えていた。一方、「8.障がい児の専門機関で支援を受けた方が力をつけられる」という考えについては、他の項目に比べて最も標準偏差が大きく、43.4%の指導員に、学童保育よりは「専門機関」での支援を肯定的に捉える傾向もみられた。また、「7.障がい児にとってつらい思いを経験する場面が多い」と思うかについては、「どちらとも言えない」（50.7%）という評定を中心として、肯定的な回答（25.3%）と、否定的な回答（24.0%）にほぼ等しく分かれた。

### （8）問題点や要望に関する自由記述

学童保育における障がい児の受け入れに関する問題点や要望などについて、自由記述を求めた結果、35名（43.2%）から回答があった。その記述内容について、表7に示す。

回答は、大きくは「保育環境上の課題に関する記述」、「保育実践上の課題に関する記述」、「その他の記述」の3つのカテゴリーに分類することができた。

「保育環境上の課題に関する記述」では、学童保育において障がい児を受け入れる環境が十分に整っているとは言えない状況にもかかわらず、受け入れが進んでいる実態が指摘され、「施設・設備改善等の環境整備」に対する強い要望が最も多く出されていた。特に、大きな集団を苦手とする障がい児が、落ち着いて静かに過ごせる場所がないことの問題点が指摘され、また、障がいのあるなしにかかわらず、子どもが落ち着いて静かに過ごせる静養スペースの必要性に関する切実な要望が出されており、図2で示した実態と合わせて考えると、喫緊の課題であることがうかがえた。

図3-1で入所児童数が40人以上の学童保育が6割を超えている実態を示したが、学童保育の「大規模化」は、指導が細部まで行き届かないこと、子どもがお互いを理解し合う集団になりにくいことなど、指導者、子どものどちらにとっても問題であることが指摘されていた。また、「職員体制の問題」として、複数の障がい児を受け入れている実態がある中、個に応じた支援を行うためには、指導員の絶対数の底上げが不可欠であること、しかしながら、指導員を確保することの難しさや非常勤体制による受け入れの限界が指摘されていた。それは、指導員の社会的認知度の低さ、収入面や代替の指導員がを見つけにくく有給休暇が取りにくいといった待遇の悪さ、人材育成の難しさといった、「指導員の待遇改善」の問題とも関連していた。

障がい児受け入れにおける補助金制度、障がい児加算はとても有益で、障がい児受け入れにおいて心強いものであり、今後も減額されないことを望む声があがっていた。一方、診断書がないと受給できないことや、障がい認定がなくても大変なケースがあることなど、運用面での課題も出されていた。

また、障がい児受け入れにおいて保護者会運営には限界があるため行政支援を望む声や、受け入れ優先の運営主体と現場の思いのずれに関する指摘もあがっていた。

一方、「保育実践上の課題に関する記述」では、「学童保育において障がい児を受け入れることへの迷いや悩み」が綴られていた。それらは、集団の中で障がい児が落ち着かず、うまく適応できずに、飛び出しや走って逃げること、大声でのパニック、他児とのトラブル、他児からのからかい等が見られることに対して、学童保育が障がい児の育ちにとって相応しい居場所になっているのか、という迷いや悩みであった。個に応じた支援ができる場所（放課後児童デイサービス等）の方が相応しいのではないかと、「正しい」学童保育のあり方は何か、どう指導すればよいかわからない時があるといった、複雑な気持ちが表されていた。また、増加する「グレーゾーンの子どもへの対応」の難しさもあ

表7 障がい児の受け入れに関する問題点や要望についての自由記述（複数回答を含む）

保育環境上の課題に関する記述 29件
<b>施設・設備改善等の環境整備について 12件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後の居場所として施設の整備が必要。集団が苦手な子が騒がしい中で、我慢しながら過ごしている。長期の休みは特に厳しい。</li> <li>・一人で静かにさせてあげたくても教室環境上無理なので、他の子に背を向けて遊ばせてあげるより他できない。（ちょっとしたスペース作りに衝立は欲しい。）</li> <li>・たくさん子ども達と同じ場所で落ち着いて活動ができない状況がある。</li> <li>・支援学級では設備が整っているのに、障がい児の度合いにもよるが、もう少し個々の状態に合った設備を整えてから受け入れないと本人がかわいそう。（支援学級では一人もしくは少人数だったのがいきなり大人数の中に入れて、自分の落ち着ける居場所が必要だと思う。）</li> <li>・補助金や障がい児加算がある割に、全く施設設備の充実が行われていない。</li> <li>・環境（ハード面・ソフト面とも）の整った場所での受け入れが望ましい。</li> <li>・設備が整っていないのに障がい児の度合い、人数など関係なくすべての子どもを受け入れている。</li> <li>・児童館は子どもが安心して過ごすことのできるステキな居場所だと考える。放課後児童クラブに適した場である。行政のデスク上での考え（公民館や他の施設への移行）では、子どもは育たないと捉え、安心安全を確保している。</li> <li>・定員が大幅に増える為、学校舎内の空き教室を利用し運営しているが、今後、更に新入生の入級が見込まれ、まず施設の必要が一番の問題となっている。</li> <li>・クールダウンしたり、落ち着いて過ごすことのできる専用の部屋（独立した）が必ずいると思う。</li> <li>・静養スペースやクールダウンに使える孤立した部屋が必要である。障がい児の有無によらず静かに過ごせる部屋が必要である。</li> <li>・施設を1クラブ複数部屋あるようにして欲しい。どの子どもが静かに過ごしたい時に過ごせる静養室が必要。</li> </ul>
<b>大規模化の問題 5件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模になると、それに応じた職員配置、また加配への配置、そして子どもたちの日々の支援など、障害児を受け入れる以前に、まず、放課後児童クラブ自体の体制、人数などの環境を見直すことも早々に必要だと考える。</li> <li>・規模に関しては40人以内の集団規模であって欲しい。</li> <li>・診断のあるなしに関係なく、その子を見て保育をしていくことが大切だと思うが、規模的に細部まで行き届かない現状がある。</li> <li>・学童が近年大規模化し、子ども同士お互いを理解するような余裕な集団にならない。</li> </ul>
<b>職員体制の問題 5件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別対応できるほどの職員体制ではなく、小学1年生の段階での対応は非常に大変であった。</li> <li>・非常勤体制ではなかなか受け入れにくい。</li> <li>・指導員の配置が一番の問題であると考えている。現在、障害児を受け入れていないが、指導員の確保が難しいという問題点がある。障害児への対応、職員配置についても、まずは指導員数の絶対数の底上げが不可欠。</li> <li>・市町村の考え方もあるのだろうが、学校では、支援加配が配置されているにもかかわらず、学童保育や児童館には配置されていないのか…（人件費？）。</li> <li>・障がい児の受け入れについて、特に加配については障がい児の数だけではなく、一人一人の障害の程度に応じて考えた方がよい。</li> </ul>
<b>補助金制度について 3件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児受け入れの補助金制度があるが、それには診断書が必要だと言われた。しかし医療機関に定期的に通っていても保護者の中には認めたくない方もおられ、どのように話していったらよいか困っている。</li> <li>・鳥取県は障がい児加算については、他県より保障されている。今後もさらに障がいのある児童が学童保育を利用しやすいよう、補助金が減額されないことを望む。</li> <li>・認定があってもたいして大変ではない場合もあれば、認定はなくても大変な子もあるので、障がい児だからどうだ、という事ではないと感じる。ただ、加配の為の加算は大変心強く、有り難かった。</li> </ul>
<b>指導員の待遇改善 2件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員という社会的知名度も収入的にも低い中、保育に対する情熱や思いを持った人材を見つけて育成していくのも難しく、対応が充分でないのが現状である。</li> <li>・常勤ではあるが、有休を使って休む時など、代替の方を見つけるのがとても難しい。指導員の待遇や環境を整えることで、職員の負担も軽減できると思う。</li> </ul>
<b>運営上の課題 2件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児に限らず、保護者会運営には限界がある。学童保育の充実を国が目指すなら、もう少し行政支援をお願いしたいと思う。</li> <li>・当クラブの運営主体は（職員も）障がい児を優先しすぎ。それぞれの特性を考えて対応してあげなければならないのに、それを求めると「現場でどうにかしてくれ」と…、子ども（健常児、障がい児）も職員も気持ちよく過ご</li> </ul>

せず（こういうことでやめる職員が多い）、トラブルが多い。改善点などを運営主体に指摘して欲しい。
<b>保育実践上の課題に関する記述 21件</b>
<b>学童保育において障がい児を受け入れることへの迷い、悩み 6件</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・症状によっては教室から飛び出してしまう子、走って逃げるので追いかけるが、集団生活をいやがる子を学校が終わってから迎えの時間まで、学童保育で預かることが、この子にとって幸せなのだろうか？とも思える事がある。子育て支援はととても必要な事とは考えるが、複雑な気持ちになるときもある。</li> <li>・障害の内容、程度によって対応は大きく異なる。集団に興味・関心があるなら、学童保育の利用はお互いプラスになることが多いが、別スペースで過ごす方が落ち着く児童の場合、ファミリーサポート等、マンツーマンの対応の方が居場所として適しているように感じた。</li> <li>・正しい放課後児童クラブの姿を教えたい。静かにさせればよいのか、騒いでいてはだめなのか、ルールを決めるのか？どのような時間、運営等、おやつの内容など、指導員によって違っていて、どうすればよいのか、わからない時がある。</li> <li>・健常児からのからかいや差別に対して理解ができない時などを見ていると言いつてもできない。指導員が見ている時は注意するが、それ以外の所でも言われていたりすると、この中において良いのかと思う。</li> <li>・放課後児童デイサービスでは、少人数の対応、障害特性に応じた支援ができるが、集団内での障がい児の支援は難しい場面が多く（大声でのパニック、衝動性による健常児童とのトラブルなど）、やはり学童保育での受入の限界を感じる。</li> <li>・現状では限界があり、どうすれば良いのか周りの理解が必要。</li> </ul>
<b>指導上の課題、グレーゾーンの子どもへの対応 4件</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児の意志の表し方が衝動的で手を出したり、暴言を吐いたりするので、他の子どもたちと衝突があり、理解させるまでが大変である。</li> <li>・ハッキリ障がいがあると診断されていないグレーゾーンの子が増えていて。診断がないと加配も付かず、逆に診断されて薬を飲み出して、手がかからなくなった子がいたり、早く診断されて欲しい子がいたり、難しい。</li> <li>・今後、グレイなラインの子どもも増えていく中、少しでも環境がよくなることを望む。</li> <li>・年々障がい児のグレーゾーンの児童が増加していると感じ、その対応、および適正な保育力と保育環境が必須と感じている毎日である。</li> </ul>
<b>保護者、学校、他機関との情報の共有について 4件</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近では個人情報という名目で、障がいの内容を積極的に知らせない保護者がいる。いろいろな問題行動があった時の対処の仕方がわからない。別のケースで、障がいをきちんとファイルに整理して渡される保護者は積極的にいろいろと話しができる。学校の先生（担任）も時々様子を見に来られる場合は、学校での様子が分かり学童保育での指導もしやすい。</li> <li>・障がい児の受け入れをすることが決まったら早い段階で学校側の担任か支援学級の先生から、加配の先生も含めてお話を聞かせていただきたい。学校との密な連携をとりたい。1ヶ月経過後、学校と学童保育との情報交換の場をもちたい（定期的）。</li> <li>・他機関からの情報（子どもの支援状況）</li> <li>・その子に関しての情報がしっかり欲しい。</li> </ul>
<b>研修の希望 3件</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害児を受け入れる」に関して、研修を受けたい。年に1度くらいでは（特に二学期にあると）中々理解が難しい。年度初めに受講したい。</li> <li>・障がいの子どもに対しての配慮、指導員の支援の在り方など、まだまだ研修が必要。</li> <li>・障がいの種類も多くなり、もっと研修や実践事例発表の場が必要だと思う。なかなかそのような場がないので、個人で研修会を企画している。鳥大でこのような勉強会の予定があるのなら、是非、参加したい。</li> </ul>
<b>専門家による巡回指導の希望 2件</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門機関の方に来ていただき、その子にあった対応の仕方を指導していただきたい。</li> <li>・専門家の巡回指導を是非して欲しい。</li> </ul>
<b>保護者の思いへの対応 2件</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育で何かをしてもらえるという思いが大きい。保護者が思うほど子どもの成長は望めないと思う。</li> <li>・今の学童保育では、障がい児のための特別な環境は作ってあげられにくいので、それでもいいのか、保護者によく理解してもらうことが大切。</li> </ul>
<b>その他の記述 3件</b>
<b>アンケートについて 2件</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・どの程度の障害を想定して答えるべきなのか、迷うところが多かった。</li> <li>・一口に「障がい児」と言っても状態はそれぞれ違うので、まとめて書くことはできない。</li> </ul>
<b>特になし 1件</b>

げられていた。

学童保育において障がいのある子どもを指導するうえで、「保護者、学校、他機関と情報を共有」することが欠かせないこと、また、適時の「研修」や「専門家による巡回指導」への希望が出されていた。

また、障がいのある子どもの成長や支援に関して、保護者が学童保育に期待していること対して、現状では応えることができないという葛藤を指導員が抱いていることもうかがえた。

#### IV. 今後の課題

「子ども・子育て支援新制度」施行前年度の、鳥取県における学童保育の障がい児受け入れ実態について、制度等のハード面と、指導員の意識、役割観というソフト面の双方について検討した。ここで明らかになった課題が、「子ども・子育て支援新制度」施行によって解決の方向に向かい、実質的に学童保育の量的拡大のみならず、質的な向上につながるのかについて、今後、継続して試みていく必要があるだろう。また、保育の質に大きくかわる指導員の意識や役割観に影響する要因は何か。特に、指導員の意識が二分していた、障がい児がづらい思いを経験する場面が多いと感じる学童保育が障がい児の育ちにとって相応しい居場所になっているのか、あるいは、学童保育よりも専門機関（放課後児童デイサービス等）の方が障がい児にとって相応しいのではないかと、といった迷いや葛藤に関連する要因は何かについて、今後明らかにしていきたい。

#### V. 文献

- 伊藤篤 2010 障害児の放課後保障に関する一考察—神戸市学童保育における障害児受け入れ実態調査から—。子ども家庭福祉学, 9, 49-59.
- 厚生労働省 2015a 放課後児童クラブ運営指針。  
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11906000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Ikuseikankyoka/0000080763.pdf>
- 厚生労働省 2015b 社会保障審議会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書～放課後児童健全育成事業の質の確保と事業内容の向上をめざして～。  
[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000033513.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000033513.pdf)
- 厚生労働省 2007 放課後児童クラブガイドライン。  
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/10/d1/h1019-3a.pdf>
- 丸山啓史 2014a 学童保育における障害児への制度的対応の実態：市町村を対象とする質問紙調査から。学童保育：日本学童保育学会紀要, 4, 43-52.
- 丸山啓史 2014b 学童保育への障害児の参加をめぐる課題に関する認識—保護者と学童保育への質問紙調査から—。特別支援教育臨床実践センター年報, 4, 1-11.
- 丸山啓史 2013 学童保育における障害児の受け入れの実態：大阪府および京都府の市町村対象調査から。SNEジャーナル, 19(1), 93-108.
- 丸山啓史 2011 学童保育の対象学年・入所要件が障害児と保護者の生活に及ぼす影響。学童保育：日本学童保育学会紀要, 1, 74-82.
- 歌代萌子・橋本創一・三浦巧也 2013 学童保育における特別な支援を要する児童に関する調査研究。発達障害支援システム学研究, 12(1), 45-51.

全国学童保育連絡協議会 2015 2015年5月1日現在の学童保育の実施状況調査結果（報道発表資料）

<http://www2s.biglobe.ne.jp/Gakudou/2015kasyosuu.pdf>

#### 付記

調査にご協力いただきました学童保育指導員の皆様に感謝いたします。なお、本研究は、科学研究費補助金基盤研究(C)（研究課題番号：21531027，研究代表者：寺川志奈子）の助成を受けました。

（2015年10月2日受付，2015年10月6日受理）